

議案第67号

みよし市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年11月30日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、特定任期付職員の採用及び給与の特例に関し必要な事項を定めるため必要があるからである。

みよし市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 みよし市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年みよし市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第2項」を「第3条第1項及び第2項」に改める。

第2条第1項中「任命権者は」の次に「、前項の規定によるほか」を加え、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

第4条第3項第1号中「平成7年三好町条例第1号」の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を加える。

第7条及び第8条を削り、本則に次の見出し及び4条を加える。

（給与に関する特例）

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

第8条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、みよし市職員の給与に関する条例（昭和36年三好町条例第5号。以下「給与条例」という。）第5条第3項及び第6条第1項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される給料月額に、勤務時間条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（給与条例の適用除外等）

第9条 給与条例第4条から第6条まで、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条及び第21条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及びみよし市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年みよし市条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項に規定する特定任期付職員業績手当」と、第19条の2第1項中「いう。）」とあるのは「いう。）又は任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

3 給与条例第12条、第13条及び第14条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第15条第2項第2号並びに第16条第3項及び第4項の規定の適用については、同号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「みよし市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年みよし市条例第3号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、給与条例第16条第3項ただし書及び第4項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第2条 みよし市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の1

75」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

みよし市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行																								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）<u>第3条第1項及び第2項</u>、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の任期を定めた採用)</p> <p>第2条 <u>任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。</u></p> <p>2 任命権者は、<u>前項の規定によるほか</u>、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。</p> <p>(1)以下 略</p> <p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条 1及び2 略</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>(1) みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三好町条例第1号。<u>以下「勤務時間条例」という。</u>）第15条の規定による介護休暇の承認</p> <p>(2) 略</p> <p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 <u>第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）<u>第3条第2項</u>、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の任期を定めた採用)</p> <p>第2条</p> <p>任命権者は、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。</p> <p>(1)以下 略</p> <p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条 1及び2 略</p> <p>3 同左</p> <p>(1) みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三好町条例第1号）第15条の規定による介護休暇の承認</p> <p>(2) 略</p> <p>(任期を定めて採用された短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第7条 <u>第4条の規定により任期を定めて採用された職員に対するみよし市職員の給与に関する条例（昭和36年三好町条例第5号。以下「給与条例」という。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>																								
<table border="1" data-bbox="192 1501 587 1900"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>380.000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>427.000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>477.000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>539.000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>615.000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>718.000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>839.000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	380.000	2	427.000	3	477.000	4	539.000	5	615.000	6	718.000	7	839.000	<table border="1" data-bbox="1498 1501 2783 1900"> <thead> <tr> <th>第6条第1項、第2項及び第4項</th> <th>決定する</th> <th>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三好町条例第1号）第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（100分の1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を乗じて得た額とする</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第15条第2項第2号、第16条第3</td> <td>定年前再任用短時間勤務職員</td> <td>みよし市一般職の任期付職員の採用等に関する</td> </tr> </tbody> </table>	第6条第1項、第2項及び第4項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三好町条例第1号）第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（100分の1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を乗じて得た額とする	第15条第2項第2号、第16条第3	定年前再任用短時間勤務職員	みよし市一般職の任期付職員の採用等に関する
号給	給料月額																								
	円																								
1	380.000																								
2	427.000																								
3	477.000																								
4	539.000																								
5	615.000																								
6	718.000																								
7	839.000																								
第6条第1項、第2項及び第4項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三好町条例第1号）第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（100分の1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を乗じて得た額とする																							
第15条第2項第2号、第16条第3	定年前再任用短時間勤務職員	みよし市一般職の任期付職員の採用等に関する																							

みよし市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行	
<p>2 <u>任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。</u></p> <p>3 <u>任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p><u>第8条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、みよし市職員の給与に関する条例（昭和36年三好町条例第5号。以下「給与条例」という。）第5条第3項及び第6条第1項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される給料月額に、勤務時間条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>（給与条例の適用除外等）</u></p> <p><u>第9条 給与条例第4条から第6条まで、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条及び第21条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</u></p> <p>2 <u>特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及びみよし市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年みよし市条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項に規定する特定任期付職員業績手当」と、第19条の2第1項中「いう。）」とあるのは「いう。）又は任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。</u></p> <p>3 <u>給与条例第12条、第13条及び第14条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。</u></p> <p>4 <u>任期付短時間勤務職員に対する給与条例第15条第2項第2号並びに第16条第3項及び第4項の規定の適用については、同号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「みよし市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年みよし市条例第3号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、給与条例第16条第3項ただし書及び第4項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。</u></p> <p><u>（委任）</u></p> <p><u>第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</u></p>	<p><u>項ただし書及び第4項並びに第24条の3</u></p>	<p><u>る条例（平成25年みよし市条例第3号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</u></p>
	<p><u>（委任）</u></p>	<p><u>第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>

みよし市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行	
<p><u>（給与条例の適用除外等）</u></p> <p>第9条 略</p>	<p><u>（給与条例の適用除外等）</u></p> <p>第9条 略</p>	

みよし市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「いう。）」とあるのは「いう。）又はみよし市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年みよし市条例第3号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3以下 略</p>	<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「いう。）」とあるのは「いう。）又はみよし市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年みよし市条例第3号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>3以下 略</p>